

小規模事業者のための

所得税・消費税

確定申告 相談会

今年度も確定申告の時期が近付いてまいりました。姫路商工会議所では、右記の日程にて、近畿税理士会姫路支部に所属する税理士による「小規模事業者のための所得税・消費税確定申告相談会」を開催いたします。

小規模事業者様と1対1で親切・丁寧に相談に応じますので、この機会にぜひご利用ください。

2026年2月26日木・27日金

3月2日月・3日火・4日水・5日木

日時 10:00~16:00

場所 姫路商工会議所 1階事務局内 相談室

相談料
無料!

なお、お申し込みは事前予約制(先着順)となっておりますので、お早めにお申し込みをいただきますようお願いいたします。

対象 小規模事業者

相談時間 1事業者1時間

- 前年分所得金額(専従者控除前または青色申告特別控除前)が300万円以下の事業所得者、不動産所得者及び雑所得者(年金受給者を除く)
(消費税の課税事業者である場合は、基準期間の課税売上高が3,000万円以下の方)

【次の方はこの会場では申告の相談ができませんので、ご了承ください。】

- 土地・建物・株式等を譲渡した所得のある方
- 相続・贈与税の申告をされる方
- 住宅ローン控除1年目の方

相談無料!

個別対応!

秘密厳守!



持ち物

- 税務署から確定申告(所得税・消費税)書類が送付されている方はその一式
- 生命保険、個人年金保険料、地震保険料等の払込証明書
- 決算に必要となる帳簿関係書類
- 前年・前々年分の確定申告書(決算書)の控
- その他、確定申告に必要な書類

注意事項

- 相談会場では、自書による申告書作成の指導を行います。
- 必ず、集計は済ませてお越しください。
集計がお済みでない方は対応しかねます。
- 相談会場では、申告書等の提出はできません。
- 相談会場では、マイナンバー等の書類は不要です。

申込方法

下記申込書に必要事項をご記入の上、
FAX・郵送、またはHP(WEB登録)にて
お申込み下さい。

※受付票は発行いたしません。



FAXは切らずにそのまま送信してください

「小規模事業者のための所得税・消費税 確定申告相談会」参加申込書

姫路商工会議所 中小企業相談所 行

FAX.079-222-6005

事業所名	相談者名		
所在地	〒 -	TEL	() -
		FAX	() -

ご希望日 2月26日木 2月27日金 3月2日月 3月3日火 3月4日水 3月5日木

ご相談内容

所得税 消費税

ご希望時間 10:00~ 11:00~ 13:00~ 14:00~ 15:00~ 特になし

この相談会を知ったきっかけは? 所報 H P メルマガ Facebook その他()

※ご希望の日・時間・相談内容にそれぞれに☑をお願いいたします。日時につきましては、確定後、ご連絡をさせていただきます。

※ご記入いただいた個人情報は、当所からの各種連絡・情報提供に利用するほか、確定申告・税務相談の調査分析のために利用することがあります。